

# 秋田県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規程

## ＜複数校合同チーム（以下合同チームと記述）参加承認の趣旨＞

本規程は、今後進む生徒数減少に伴い、単独校で部員不足のためチーム編成が出来ず、大会出場の機会がなくなる選手がでてくることが予想されることから、その生徒たちに活動の場を保障するための救済措置である。

したがって、各校で選手確保の努力が前提であり、安易な合同チーム編成や、勝利至上・強化を目的とした合同チーム編成を認めるものではない。

## 1. 編成条件

- (1) 合同チーム承認競技（枠内参照）において、部員が正規試合人数に満たない当該校校長は、その必要性に応じて、合同チーム大会参加申請を行うことができる。  
なお、対象部員は次のとおりとする。
  - ①春季大会・・・全ての学年もしくは2, 3年生
  - ②総合体育大会・・・全ての学年
  - ③秋季大会・・・1, 2年生
- (2) それぞれの学校において、学校教育計画に基づいて活動していること。（それぞれの学校で部が設置され、顧問が存在すること）
- (3) 当該校では、学校管理下で、それぞれ顧問もしくは外部指導者の指導の下、日常的・計画的に活動を行っていること。
- (4) 合同チームは、原則として同一都市内の当該校であること。

◆合同チーム承認競技：個人種目のない競技   正規試合人数（登録選手数）
・バスケットボール   5(18)   ・サッカー   11(20)   ・ハンドボール   7(15)
・バレーボール   6(12)   ・軟式野球   9(20)   ・ソフトボール   9(21)
・ラグビー   12(22)
以上 7 競技
* 但しラグビーは、競技規則に関わる学年制限があるため、詳細については専門部と確認すること。

## 2. 編成基準

- (1) 部員数が正規試合人数に満たない当該校同士によって編成する合同チーム。
- (2) 部員数が正規試合人数に満たない当該校と、正規試合人数を満たしている当該校によって編成する合同チーム。  
\* 正規試合人数に満たない当該校が、部員数に余裕がある当該校より部員を借りて編成してもよい。

## 3. 承認協議

- (1) 合同チームの編成については、それぞれの当該校（校長・部担当者）、都市当該競技専門部（部会長・専門委員長）、都市中体連事務局（会長・理事長）の三者間において、事前に相談もしくは協議を行い、承諾の内諾を得ることとする。
- (2) 承認協議を行うにあたり、都市当該競技専門部は、県中体連当該競技専門委員長へ、また、都市中体連事務局は県中体連事務局へ予め相談し、助言を受けること。

## 4. チーム名

学校名を併記する。

## 5. 引率・監督

引率・監督は校長・教員・部活動指導員とし、各校の監督が引率することを原則とする。ただし、部活動指導員は代表監督になることはできない。

## 6. 手続

### (1) 都市大会出場手続

\* 都市大会出場手続を開始するにあたっては、事前に「項目3」に従い、承認の内諾を受けていること。

#### ①申請書類

合同チーム編成を行う当該校代表の校長は、都市中体連会長宛に次の関係書類を提出する。

- 「合同チーム大会参加承認願い（様式1）」
- 「合同チーム編成に関する協定書（様式2）の写し」

#### ②提出期限

- 春季大会・・・大会抽選会までに
- 中総体・・・5月末までに
- 秋季大会・・・大会抽選会一週間前までに

### (2) 県大会出場手続

\* 県大会出場手続を開始するにあたっては、(1)の手続が完了し、かつ県大会への出場資格を得ていること。

#### ①申請書類の提出とその提出期限

都市中体連会長は、都市大会終了後速やかに「合同チーム県大会参加報告書（様式3）」を県中体連会長宛に送付すること。また、その写しを該当専門部会長宛に送付すること。

## 7. 参加申込

手続終了後、各種目ごと「合同チーム用参加申込書」に当該各校校長印を押印し、代表校校長が申込を行う。

## 8. 表彰

表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、各校に賞状を授与する。

栄賞規程：監督賞・指導者賞に該当した場合、代表監督1名を表彰する。

## 9. その他

- (1) 本規定に基づき、各競技の特性を考慮した「複数校合同チーム参加規定専門部細則」を各競技専門部で必要に応じて作成し、運用する。
- (2) 都市中体連主催大会における「合同チーム参加に関する規程」は、本規程に準拠することとする。
- (3) 合同チーム承認後、転入生等で部員数が増えた場合でも、承認を受けた大会において合同チームは認められる。

## 付 記

本規程は、平成15年 4月 1日 施行
本規程は、平成17年 5月 6日 改訂
本規程は、平成27年 5月 29日 改定
本規程は、平成28年 2月 12日 改定
本規程は、平成29年 2月 15日 改定
本規程は、令和元年 1月 29日 改定